

令和2年度当初予算債務負担行為の概要

事業名	担当課
動物愛護センター機能支援事業費	生活安全課

[単位:千円]

限度額	期間	財源内訳				
		国	県	起債	その他	一般財源
12,102	令和3年度～4年度				5,436	6,666

【事業の目的】

本市は、平成30年4月に中核市へ移行し、鳥取県東部圏域の動物愛護行政を担うこととなった。鳥取県は、動物の愛護及び管理に関する法律で動物愛護行政を担う自治体に設置が求められている動物愛護センターを設置しておらず、その機能を、公益財団法人動物臨床医学研究所に委託している。当該団体は、動物の適正飼養管理、譲渡活動及び動物愛護思想の普及啓発に関する専門知識を有する獣医師及び施設(アミティエ)を有しており、動物愛護センター機能業務を遂行できる県内で唯一の団体である。本市も動物愛護センターを設置していないことから、県と同様、動物愛護センター機能を委託している。今後、本市を含め鳥取県全体の動物愛護行政の一部を担っていただくためには、安定した経営に資する必要がある、県と市と歩調を合わせ支援を行うものである。

【事業の内容】

動物愛護センターに係る以下の機能を委託する。

- ・鳥取市収容動物のうち、アミティエに引き渡した譲渡対象動物の中長期的な飼養及び譲渡に係る業務
- ・譲渡対象動物の健康管理、治療、不妊去勢手術等に係る業務
- ・動物愛護の普及啓発行事(動物愛護週間行事等)

委託料:総額 12,102千円
令和3～4年度 6,051千円/年度(債務負担行為)

【これまでの関連する取組み】

- ・平成26年度より鳥取県は、アミティエを鳥取県動物愛護センターとして位置付け、業務委託を開始

引渡し頭数	県全体	中西部	東部
平成27年度	72頭	44頭	28頭
平成28年度	73頭	57頭	16頭
平成29年度	72頭	60頭	12頭
- ・平成30年度の中核市移行に係る業務移管より、東部圏域分について本市とアミティエで業務委託を開始

引渡し頭数	県全体	県(中西部)	市(東部)
平成30年度	80頭	64頭	16頭

【今後の取組み】

これまでの取組みにより、適正飼養の啓発及び収容動物の譲渡推進等により、引取り頭数や殺処分頭数の一定の減少が認められはしたが、近年は横ばいから漸増傾向に転じており、アミティエへの連携を強化することにより、収容頭数及び処分頭数をさらに減少させる。